

神戸市看護大学動物実験委員会規程

(目 的)

第1条 神戸市看護大学教授会規程第6条の規定に基づき、神戸市看護大学で行われる動物実験に関する必要な事項を調査、調整及び審議するために、神戸市看護大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構 成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 動物実験に関係する教員 若干名
- (2) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長は、委員の互選により置き、教授のうちから選出する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選出し、補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 動物実験に関する指針に関すること
- (2) 動物実験の計画及び実施に関すること
- (3) 実験動物の飼育管理等に関すること
- (4) その他動物実験に関すること

(庶 務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務課学務係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。